

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用許可の取消		
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例第4条		
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>条例の定めによる。</p> <p>堺市立青果地方卸売市場条例第4条</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定により市場施設の使用許可を受けた者（以下「施設使用者」という）が、次の各号の一に該当するときは、市場施設の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)法第65条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の卸売業務の許可の取消を受けたとき。</p> <p>(2)府条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)		
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		